

商品概要説明書

一般財形貯金

(令和7年4月1日現在)

商 品 名	・ 一般財形貯金
ご利用いただける方	・ 勤労者（年齢制限なし）
期 間 （預入期間）	・ 3 年以上
預入方法 （１） 預入方法 （２） 預入金額 （３） 預入単位 （４） 預入貯金の種類	・ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・ 1 回あたり 1 円以上 ・ 1 円単位 ・ 預入日の 3 年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法	・ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。ただし、払戻日の 1 ヶ月前までに通知が必要です。
利 息 （１） 適用金利 （２） 利払頻度 （３） 計算方法 （４） 税 金 （５） 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 払戻時に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとに複利計算をします。 ・ 20%（国税 15%、地方税 5 %）※の分離課税となります。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：083-976-6851）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 山口県弁護士会仲裁センター （電話：083-922-0087） 広島弁護士会仲裁センター （電話：082-225-1600） 福岡県弁護士会紛争解決センター

	(北九州) (電話：０９３－５６１－０３６０) (福岡) (電話：０９２－７９１－１８４０) (久留米) (電話：０９４２－３０－０１４４) 東京弁護士会紛争解決センター (電話：０３－３５８１－００３１) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話：０３－３５９５－８５８８) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話：０３－３５８１－２２４９) 民間総合調停センター (大阪府) (ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から６か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ山口県